

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に
関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の説明書

外
務
省

一	概説	一
1	補足議定書の成立経緯	一
2	補足議定書締結の意義	一
3	補足議定書締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	補足議定書の内容	二
1	目的	二
2	用語	二
3	適用範囲	二
4	因果関係	三
5	対応措置	三
6	免責	四
7	期限	四
8	限度額	四
9	求償の権利	四
10	金銭上の保証	四
11	国際的に不法な行為についての国家の責任	五
12	履行及び民事上の責任との関係	五
13	評価及び再検討	五

14	議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議	五
15	事務局	六
16	条約及び議定書との関係	六
17	留保	六
18	最終条項	六
三	補足議定書の実施のための国内措置	六
(参 考)		七

一 概説

1 補足議定書の成立経緯

(1) 生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、生物の多様性を包括的に保全し、その構成要素の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを定めること等を内容とするものである。条約は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）の取扱い等の分野における手続を定めていないことから、条約第十九条3の規定に基づき、改変された生物について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等を定めた生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）が平成十二年（二千年）に採択された。

(2) 議定書の交渉において、改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済に関する国際的な規則及び手続についても議定書に規定すべきとの意見が示されたが合意に至らず、議定書の第一回締約国会合後四年以内に当該規則及び手続に関する作業を完了するよう努める旨の規定が議定書第二十七条として置かれた。そのため、平成十六年（二千年）にクアラルンプールにおいて開催された議定書の第一回締約国会合以来、議定書第二十七条に定める交渉期限である平成二十年（二千年）の第四回締約国会合までに五回の作業部会及び一回の特別会合において交渉が行われたものの合意に至らなかったことから、更に四回の追加会合において交渉が行われた結果、平成二十二年（二千年）に我が国が議長国となって愛知県名古屋市において開催された議定書の第五回締約国会合において、この補足議定書が採択された。

2 補足議定書締結の意義

この補足議定書は、改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済に関する国際的な規則及び手続を定めたものである。我が国がこの補足議定書を締結することは、改変された生物の安全な利用のための国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると認められる。

3 補足議定書締結により我が国が負うこととなる義務

この補足議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 損害が生ずる場合には、適当な管理者に対して損害の緩和、生物の多様性の復元等の適当な対応措置をとること等を要求すること。
- (2) 時宜を得た対応措置がとられない場合には損害が生ずる可能性が高いことを関連情報が示すときは、管理者に対して当該損害の防止等の適当な対応措置をとることを要求すること。
- (3) 対応措置をとることを要求する権限のある当局の決定に関し、国内法令において救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定めること。

4 早期国会承認が求められる理由

この補足議定書は、改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的としており、生物の多様性の分野における国際社会の協調した取組の強化の観点から重要である。平成二十八年（二十六年）十二月に開催された議定書の第八回締約国会合においても早期の締結が呼びかけられており、この補足議定書の締結に向けた国際社会の気運が高まっていることから、この補足議定書を早期に締結することが望ましい。

二 補足議定書の内容

この補足議定書は、前文、本文二十一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この補足議定書は、改変された生物に関する責任及び救済の分野における国際的な規則及び手続を定めることにより、人の健康に対する危険も考慮しつつ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することを目的とする。

2 用語（第二条）

この補足議定書上の用語（「損害」、「管理者」、「対応措置」等）について定義している。

3 適用範囲（第三条）

- (1) この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用する。当該改変された生物

は、食料若しくは飼料として直接利用し、又は加工することを目的とするもの、拡散防止措置の下での利用を目的とするもの及び環境への意図的な導入を目的とするものとする。

(2) この補足議定書は、意図的な国境を越える移動に関しては、(1)に定める改変された生物の認められた利用から生ずる損害について適用する。

(3) この補足議定書は、議定書第十七条に規定する意図的でない国境を越える移動から生ずる損害及び議定書第二十五条に規定する不法な国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

(4) この補足議定書は、改変された生物の国境を越える移動が自国の管轄内へ行われた締約国については、この補足議定書が当該締約国について効力を生じた後に開始した当該国境を越える移動から生ずる損害について適用する。

(5) この補足議定書は、締約国の管轄の下にある区域において生じた損害について適用する。

(6) この補足議定書を実施する国内法令は、非締約国からの改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。

4 因果関係（第四条）

損害と問題となる改変された生物との間の因果関係は、国内法令に従って確定される。

5 対応措置（第五条）

(1) 締約国は、損害が生ずる場合には、適当な管理者に対し、権限のある当局に直ちに報告すること、損害を評価すること及び適当な対応措置をとることを要求する。

(2) 権限のある当局は、損害を引き起こした管理者を特定し、損害を評価し、及び管理者がとるべき対応措置を決定する。

(3) 時宜を得た対応措置がとられない場合には損害が生ずる可能性が高いことを関連情報が示すときは、管理者は、当該損害を回避するために適当な対応措置をとることを要求される。

(4) 権限のある当局は、特に管理者が適当な対応措置をとることができなかった場合を含め、適当な対応措置をとることができる。

(5) 権限のある当局は、損害の評価及び(4)に規定する適当な対応措置の実施により生じ、又はこれらに付随する費用及び経費を管理

者から回収する権利を有する。

(6) 管理者に対し対応措置をとることを要求する権限のある当局の決定は、理由を示すべきである。当該決定は、当該管理者に通告すべきである。国内法令は、救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定める。権限のある当局は、また、国内法令に従い、利用可能な救済措置について当該管理者に通知する。

6 免責（第六条）

(1) 締約国は、自国の国内法令において、天災又は不可抗力の場合及び戦争又は国内争乱の場合における免責について定めることができる。

(2) 締約国は、自国の国内法令において、適当と認めるその他の場合における免責又は責任の緩和について定めることができる。

7 期限（第七条）

締約国は、自国の国内法令において、相対的又は絶対的な期限（対応措置に関連する行為に係るものを含む。）及び期限を適用する期間の開始について定めることができる。

8 限度額（第八条）

締約国は、自国の国内法令において、対応措置に関連する費用及び経費の回収に係る限度額について定めることができる。

9 求償の権利（第九条）

この補足議定書は、管理者が他の者に対して有する求償又は補償についての権利を限定し、又は制限するものではない。

10 金銭上の保証（第十条）

(1) 締約国は、自国の国内法令において金銭上の保証について定める権利を保持する。

(2) 締約国は、国際法に基づく自国の権利及び義務に反しない方法で(1)に規定する権利を行使する。

(3) この補足議定書の効力発生の後最初に開催される議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合は、事務局に対し、特に、金銭上の保証の仕組みの態様、金銭上の保証の仕組みの環境上、経済上及び社会上の影響（特に開発途上国に対するもの）の評価並びに金銭上の保証を提供する適当な主体の特定を対象とする包括的な研究を行うことを要請する。

11 国際的に不法な行為についての国家の責任（第十一条）

この補足議定書は、国際的に不法な行為についての国家の責任に関する一般国際法の規則に基づく国家の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

12 履行及び民事上の責任との関係（第十二条）

(1) 締約国は、自国の国内法令において、損害に対処するための規則及び手続について定める。締約国は、この義務を履行するため、この補足議定書に従って対応措置について定めるものとし、適当な場合には、次のいずれかのことを行うことができる。

(ア) 自国の既存の国内法令を適用すること。

(イ) 民事上の責任に関する規則及び手続であつて、特に当該義務を履行するためのものを適用し、又は定めること。

(ウ) (ア)に規定する国内法令を適用し、かつ、(イ)に規定する規則及び手続を適用し、又は定めること。

(2) 締約国は、民事上の責任に関する自国の国内法令において第二条2(b)に定義する損害に関連する物的又は人的な損害についての適当な規則及び手続を定めることを目指して、次のいずれかのことを行う。

(ア) 民事上の責任に関する自国の既存の法令であつて、一般的なものを引き続き適用すること。

(イ) 民事上の責任に関する法令であつて、特に当該規則及び手続を定めるものを制定の上適用し、又は引き続き適用すること。

(ウ) (ア)に規定する法令を引き続き適用し、かつ、(イ)に規定する法令を制定の上適用し、又は引き続き適用すること。

(3) 締約国は、(1)(イ)若しくは(ウ)又は(2)(イ)若しくは(ウ)に定める民事上の責任に関する法令を制定する際は、状況に応じて、特に、損害、責任の基準（厳格責任、過失に基づく責任等）、適当な場合における責任の所在の特定及び請求を行う権利を取り扱う。

13 評価及び再検討（第十三条）

議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の効力発生の五年後に及びその後は五年ごとに、この補足議定書の有効性についての再検討を行う。

14 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（第十四条）

(1) 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第三十二条2の規定に従うことを条件として、この補足議定書

の締約国の会合としての役割を果たす。

(2) 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この補足議定書の実施状況を定期的に検討し、及びその権限の範囲内でこの補足議定書の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

15 事務局（第十五条）

条約第二十四条の規定によって設置された事務局は、この補足議定書の事務局としての役割を果たす。

16 条約及び議定書との関係（第十六条）

(1) この補足議定書は、議定書を補足するものとし、議定書を修正し、又は改正するものではない。

(2) この補足議定書は、この補足議定書の締約国の条約及び議定書に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

17 留保（第十九条）

この補足議定書には、いかなる留保も付することができない。

18 最終条項（第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条）

この補足議定書の署名、効力発生、脱退及び正文について規定している。

三 補足議定書の実施のための国内措置

1 この補足議定書の実施のために、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この補足議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十二年十月十五日 名古屋において採択
- 2 効力発生 平成二十九年二月一日現在 未発効(四十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 五十箇国及び欧州連合
アンティグア・バーブーダ、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、コロンビア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、日本国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、モリタニア、メキシコ、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ナイジェリア、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、英国、欧州連合
- 4 締約国 平成二十九年二月一日現在 三十六箇国及び欧州連合
アルバニア、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボジア、コンゴ共和国、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、アイルランド、ラトビア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルク、マリ、メキシコ、モンゴル、オランダ、ノルウェー、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、トーゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、ベトナム、欧州連合